

松河戸区ホームページ運用規定

第1条(目的)

この規定は、区がインターネットを活用して発信する松河戸区公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2条(定義)

この規定において、ホームページとは、インターネット上の公開用サーバーに接続して表示される全てのページ、コンテンツをいう。

なお、コンテンツとは、ホームページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、図画等の総称をいう。

第3条(管理者)

適正かつ円滑な運用管理図るため、区ホームページ「運用管理者」、「発信管理者」を置く。

- (1)運用管理者は、区長をもって充て、ホームページ全体の管理を行う。
- (2)発信管理者は、区長及び区会構成員の中から区長が定める者を充てる。

第4条(管理者の責務)

管理者は、区民サービス向上のため、情報の提供及び蓄積並びに双方向の情報交流に努め、次に掲げるものをホームページ上で発信する。

- (1)松河戸区の事業活動に伴って必要となる、町民への情報提供、案内、お願い、報告、募集など。
- (2)松河戸町、区民が必要と思われる知識、情報の提供
- (3)上記情報を発信するにあたっては、閲覧者の立場に立ち、見やすく解りやすい構成に心がけ、新鮮な情報提供に努める。
- (4)区民からの問合せについては真摯に、早急に回答する。

第5条(掲載条件の制限)

次の各号に該当する情報は掲載できない。又は注意を要する。

- (1)虚偽の情報、公序良俗に反する情報、特定の個人又は法人の名誉をき損する情報
- (2)特定の思想並びに宗教に対する、支持、不支持に関する情報
- (3)個人情報、(ホームページ上では、区会構成員の名前、連絡先なども原則として記載しない。)
- (4)既存の情報を利用する場合は、許可をうけて掲載する。ただし既に公になっているものについては、出所を明記する。

第6条(その他)

この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規定は、令和元年6月1日から施行する。